

(中間目標)				
令和4年度	3種類／年間	3.27万人／年間	12.5万人／年間	2,000人／年間
令和5年度 (最終目標)	3種類／年間	3.36万人／年間	13万人／年間	2,000人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業・・・儀式、生活用具、伝統料理に必要な自然素材の確保を可能とするために伝統的生活空間を再生し、栽培地を整備することにより、アイヌの人々の文化の保存、継承、発展を図り、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活ができるよう知識の普及や啓発を促進する。

■阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチェブノミ)情報発信事業・・・現在行っている阿寒湖が原産であるヒメマス祭り(カパチェブノミ)について、観光客など多くの方々に来場していただくために、情報発信やPRの強化を図る。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ音楽文化育成事業・・・アイヌ音楽・アイヌ語の専門家を講師に招き、アイヌ民族子弟にアイヌ音楽の伝統を伝えるとともに、アイヌ民族子弟による新たなアイヌ音楽を制作することで、アイヌ音楽・アイヌ語の継承を行う。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■阿寒湖アイヌ文化体験事業・・・阿寒アイヌ工芸協同組合が所有するオンネチセにおいて、観光客等にアイヌの伝統的儀式体験や木彫・刺繍、ムックリ製作及び演奏体験、アイヌ音楽、アイヌ料理体験などを提供するとともに、アイヌアート等の展示を行うために事業実施に必要な施設整備を行う。

■アイヌ文化ガイド事業・・・アイヌ民族自らがガイドとなるアイヌ文化ガイド事業を構築し、阿寒湖のアイヌ文化を観光客に伝えるとともに、先住民の文化やアドベンチャーツーリズムに関心の高い個人旅行者をターゲットとしたガイド事業のプロモーションを実施する。

■阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業・・・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けて、アイヌ文様等を保護し、知的財産としての価値を高めるため、アイヌ文様及びそのデザイン等に関する情報発信、調査、相談、認証制度のPR、アイヌ文様デザインの作成・知的財産管理、アイヌ文化コンサルタントの認定・紹介などを行う。

■阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業・・・WEBや動画作成を通じ、阿寒湖におけるアイヌ民族の手仕事、舞踊、音楽等を伝承、実践する若手アーティストのプロモーションを行うほか、新たな商品開発・販売ルートの開拓を行い、アイヌ文化による阿寒湖温泉の観光振興を図る。

■阿寒湖アイヌコタン商店街活性化事業・・・阿寒湖アイヌコタンの各商店への誘客や固定客獲得のために、商店街活性化の高いノウハウを持つクリエイターによる各店舗の独自性を抽出したポスター制作を行い、阿寒湖温泉地区や釧路地区においてポスター展を実施する。

- アイヌ文化関連観光プロモーション事業・・・阿寒湖アイヌシアター「イコロ」における新たな演目、デジタルコンテンツの制作をはじめ、既存の様々なアイヌコンテンツの多言語化を図るなどし、WEBや動画、雑誌、TV等の媒体を活用して国内外に向けて発信するプロモーションを行う。
- アイヌ文様を活用したアパレル商品等販売促進事業・・・阿寒湖温泉地区のアーティストとメーカーにより開発するアイヌ文様デザインのアパレル商品等について、デザインの背景等アイヌ文化の情報発信と販売促進の取り組みを行う。
- アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業・・・アイヌ高齢者等から伝承された芸術文化を日本各地において披露することで、アイヌ文化の振興を目指すとともに、阿寒湖温泉地区のアイヌコタンやアイヌシアターイコロなどへの観光プロモーションを行う。
- アイヌ文化フェスティバル開催事業・・・自然と共生してきたアイヌ文化の魅力を国内外に発信するために、約2万人が来場する冬期観光イベント「氷上フェスティバル」の新たなコンテンツとして、アイヌ音楽やアイヌ古式舞踊、アイヌの食や文化体験を実施する。
- アイヌ工芸技術後継者育成事業・・・阿寒湖のアイヌ工芸の特色である大型木彫作品を制作する技術を次世代に継承していくため、彫刻家の指導により、実際に作品を制作することで技術伝承を行う。加えて収益性のある小型作品や希少な祭祀具についても制作指導により技術伝承する。また、アイヌ工芸技術の継承などの仕組みづくりについて検討を進める。
- 釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業・・・釧路市立博物館が所蔵する様々な貴重なアイヌ文化コンテンツについて、より多くの人目に触れられるよう映像で紹介する映像展示を新設するとともに、映像と関連したアイヌ文化に関するワークショップや講演会を実施する。
- 神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業・・・動物園が阿寒湖や釧路市内のアイヌ文化関連施設等へ旅行者を誘う拠点となるとともに、来場者の動物とアイヌ文化との深い関係性の理解を深めるために、キムンカムイ(ヒグマ)、サルルンカムイ(タンチョウ)、コタンコロカムイ(シマフクロウ)などの北海道に生息する動物たちとアイヌの暮らしとの関わりを理解できる観覧施設を整備する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

- 高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業・・・故・山本多助翁記述ノート及び収集した資料を翻刻・デジタル化し、釧路地方のアイヌ語や文化などを明らかにし、今後のコミュニティ等活動の基礎資料としていく。また、アイヌ民族の高齢者を専門家・有識者と位置づけ、高齢者が保有するアイヌの文化知見(歌、踊り、工芸、料理、儀式、ウパシクマ・ユーカラ等)を次世代に受け継いでいく。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1)文化振興事業

- ・伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業
事業内容:4-1掲載事業と同じ
事業期間:令和2年度～令和5年度
事業費:74,886千円
- ・阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチェブノミ)情報発信事業
事業内容:4-1掲載事業と同じ
事業期間:令和3年度～令和5年度
事業費:11,880千円
- ・アイヌ音楽文化育成事業
事業内容:4-2掲載事業と同じ
事業期間:令和2年度～令和5年度
事業費:9,759千円

(2)地域・産業振興事業

- ・阿寒湖アイヌ文化体験事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:91,910千円
- ・アイヌ文化ガイド事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:105,892千円
- ・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:103,477千円
- ・阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:152,740千円
- ・阿寒湖アイヌコタン商店街活性化事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和2年度内
事業費:16,405千円
- ・アイヌ文化関連観光プロモーション事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:140,500千円

- ・アイヌ文様を活用したアパレル商品等販売促進事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度内
事業費:9,685千円
- ・アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:97,678千円
- ・アイヌ文化フェスティバル開催事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:104,680千円
- ・アイヌ工芸技術後継者育成事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和2年度～令和5年度
事業費:47,320千円
- ・釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:5,281千円
- ・神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:284,490千円

(3)コミュニティ活動支援事業

- ・高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業
事業内容:4-4掲載事業と同じ
事業期間:令和元年度～令和5年度
事業費:40,739千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

- 4-1に記載する各事業については、アイヌ工芸技術の伝承の場の設置やアイヌ高齢者のアイヌ文化に関する知見等を継承するなど、アイヌ文化の保存及び継承・伝承を推進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-2に記載する各事業については、地域におけるアイヌ文化の発信など、アイヌの伝統等の普及啓発を進めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-3に記載する各事業については、アイヌ文化体験事業やアイヌ文化ガイド事業、アイヌ文化関連観光プロモーションなど、アイヌ文化を活用した観光の振興等を進めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4に記載する事業については、アイヌの人々のコミュニティ活動や地域の人々との交流の拠点となる場を整備・管理することにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

4の事業のうち釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業、神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業、生活館運営事業については釧路市の事業として実施するものであり、反社会的勢力の関与はない。また、それ以外の事業については、一社)阿寒アイヌコンサル、アイヌ工芸協同組合、釧路イオル共同体への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

■事業の実施主体の特定

6で記載の各事業については、事業担当部署である釧路市福祉部地域福祉課、釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課、釧路市動物園、釧路市立博物館、釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室、釧路市産業振興部阿寒観光振興課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検討している。

■事業実施のスケジュールの明確性

6に記載のスケジュールは、それぞれ事業担当部署である釧路市福祉部地域福祉課、釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課、釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室、釧路市動物園、釧路市立博物館、釧路市産業振興部阿寒観光振興課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取り等を踏まえて作成したものであり、その妥当性を検討している。

■地域住民の意見聴取

計画の策定に当たっては、アイヌの人々はもとより地域住民の意見を聞き了解を得た。

8 目標達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載する各事業におけるKPIについて、実績値を公表する。また目標の達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画最終年度の3月末時点。

内容：数値目標の達成状況について、毎年度3月をめぐりに関係者連絡会議を開催し、各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

釧路市は北海道の東部に位置しており、北部に阿寒湖温泉地区、中部に阿寒地区、南部に釧路地区、西部に音別地区からなる。釧路・阿寒湖エリアは、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の2つの国立公園を有し、豊かな自然に恵まれ、特別天然記念物の「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」など貴重な動植物とその生態が見られる。

また、阿寒湖には、アイヌの人々が暮らしながら文化を継承する場として国内最大規模の「アイヌコタン」があり、釧路地区をはじめ大自然とアイヌ文化が融合する日本でも貴重なエリアとなっている。

アイヌの人たちは、伝統儀式に用いるイナウ(木製の祭具・ヤナギ等の枝で作る)をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作していた。

こうした林産物の採取は、現在、春採湖周辺の市有地と北海道管理地で行われており、今後においては許可を得て環境省所管地、林野庁所管地、ニタイトーの森((一財)前田一步園財団所有地)、釧路東インターチェンジ周辺においても行う予定である。

しかしながら、高齢化が進展しつつあり、環境省所管地、林野庁所管地においては手続きの煩雑さなどから採取するエリアが限られつつあり、今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を図る方針である。

② 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的及び概ねの数量

イオル再生事業のための試験栽培用。

- ・エゾイラクサ : 若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約20g
- ・ムカゴイラクサ: 若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約100g
- ・ヤマブドウ : 若葉、ツルの若葉、実は食用。ツルで靴や籠を作成・種約200粒
- ・エハ(ヤブマメ): 食用・地上種200粒、地下種約50粒
- ・オオウバユリ : でんぷんの採取、食用・10鱗茎、種約50g
- ・ガマ : 茎葉を乾燥させゴザを編む・種約2.0g
- ・ニンソウ : 食用10株・種約50g
- ・ヒエ : 食用10株・種約50g
- ・アワ : 食用10株・種約50g
- ・フキ : 食用50Kg
- ・コゴミ : 食用10kg
- ・ワラビ : 食用10kg
- ・キノコ各種 : 食用5Kg
- ・ヤナギ : 儀式・儀礼用 枝約50本

③ ②の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署又は森林管理支署の名称

- ・場所: 釧路市阿寒町 根釧西部森林管理署 国有林
- ・管轄: 北海道森林管理局根釧西部森林管理署

④ 予定する契約者
釧路市

⑤ 予定する共用者(共用者の要件の考え方等を記載)

釧路市内に居住する者であって、イオルの再生やイナウの作成・使用等を通じて、アイヌ文化の復興等に資する意向のある者等(個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する)

⑥ 管轄する森林管理署または森林管理支署との事前調整状況

8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の概要

アイヌの人々にとって鮭は、カムイチェブ(神の魚)、シペ(本当の食べ物)として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。鮭が遡上する舌辛川、阿寒川沿いのコタン(集落)では、マレク(突き鉤^{かぎ})等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に獲れた鮭をカムイに捧げる儀式である「アシリチェブノミ(新しい鮭を迎える儀式)」が行われていた。

釧路イオル共同体では、アイヌにおいて継承されてきた漁法を保存または継承し、漁法等に関する知識の普及啓発を行うため、平成30年度に白糠郡白糠町の茶路川にて白糠町のアイヌ協会会長からマレクの作成方法、漁法等に関する知識を習得した。令和元年度からは、マレク漁を一般の子供から大人に体験してもらい、鮭を使ったアイヌ伝統料理を提供する体験交流型イベントを開催し、また、とばや鮭の皮を用いた服・靴などを作り、アイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

釧路イオル共同体

住所: 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目7番11号

③ 採捕の区域

釧路市阿寒町の舌辛川(富士見橋から鹿鳴の滝の区域)、阿寒川(釧路市桜田12線、桜田橋上流端の線から北電飽別電力所ピリカネツプ取水口下流端の線までの区域)、白糠郡白糠町の茶路川(大苗河原線大苗橋から町道上川西右線協和橋の区域)

(別添位置図参照)

④ 採捕の期間

10月～11月下旬のうち約2週間

⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量

鮭合計100尾

⑥ 使用漁具

種類: マレク

規模: 長さ200cm

数量: 5本

漁法: マレク(突き鉤^{かぎ})によるアイヌ民族伝統漁法(別添資料参照)

⑦ 採捕従事者

数名程度

釧路市教育委員会生涯学習課

⑧ 使用船舶

なし

⑨ 関係機関との事前調整状況

・(社)十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会との事前調整状況

8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。

・白糠漁業協同組合

8月26日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。

別紙 採捕の区域

この地図は国土院の地形図を加工して作成されたものであり、地形図を複製したものである。(庁誌第号) 第16巻第416号

